

高根沢町集会施設整備事業実施要領

平成24年2月9日

告示第18号

最終改正 平成27年3月17日告示第43号

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 この要領は、集会施設整備事業に関する要綱（平成24年高根沢町告示第17号。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、事業の推進に必要な細目を定める。

第2章 集会施設新築事業補助金

(事業実施基準)

第2条 要綱第4条第2項第1号に規定する集会施設新築事業補助金（以下「新築事業補助金」という。）に係る補助基準、事業内容基準及び補助対象経費は、別表1に定めるとおりとする。

(事前調整)

第3条 集会施設新築事業（以下「新築事業」という。）は、認定申請を行う年度の前年度の8月末日までに、町長に事業概要を記した計画書を提出しなければ、新築事業補助金の認定申請を行うことはできない。

第3章 集会施設改修事業補助金

(事業実施基準)

第4条 要綱第4条第2項第2号に規定する集会施設改修事業補助金（以下「改修事業補助金」という。）に係る補助基準、事業内容基準及び補助対象経費は、別表2に定めるとおりとする。

(事業認定申請期間)

第5条 改修事業補助金に係る事業認定申請期間は、当該事業実施年度の4月1日から6月末日までとする。

2 当該事業実施年度の6月末日時点において、認定申請事業に係る補助金交付予定額が予算額を下回った場合は、町長は、前項の期間を2月末までに事業完了が可能と認める時期まで延長することができる。この場合において、認定申請事業に係る補助金交付額は、予算残額の範囲内を限度とする。

3 前項の規定に基づき申請期間の延長をした場合の事業認定は、先着順により行う。

(事業の調整)

第6条 当該事業実施年度の6月末日時点において、認定申請事業に係る補助金交付予定額が予算額を上回った場合においては、町長は、抽選により、補助金交付予定者及び補助金額を決定するものとする。

2 抽選を実施する場合において、町長は、抽選番号、抽選日時及び抽選場所を、事業認定申請した実施主体に、文書により通知するものとする。

3 抽選は、公開により行う。

4 町長は、抽選結果を、事業認定申請した実施主体に、文書により通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第43号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

集会施設新築事業補助金に係る補助基準、事業内容基準及び補助対象経費

補助基準	<p>以下の要件の全てにあてはまるものであること。</p> <p>(1) 公益性</p> <p>ア 地域住民の合意を持って実施される事業であること。</p> <p>イ 地域住民の公共施設として利活用されるものであること。</p> <p>(宗教、政治、選挙活動を目的としたもの、公序良俗に反するものは補助対象と認めない。)</p> <p>(2) 必要性</p> <p>地域コミュニティ活動を活性化させるために必要な集会施設整備事業であること。</p> <p>(3) 公平性</p> <p>受益が不特定多数の地域住民に広く及ぶものであること。</p> <p>(4) 効果性</p> <p>ア 地域コミュニティ活動の活性化に資するものであること。</p>
------	--

	<p>イ 予算の見積が適正であること。</p> <p>(5) 適格性</p> <p>ア 実施体制が明確であること。</p> <p>イ 自主・自立の傾向が明白で、将来計画があること。</p>										
事業内容基準	<p>以下の要件にあてはまるものであること。</p> <p>(1) 集会施設の新築事業にあつては、補助対象とする床面積は、関係住民の世帯数に1.65m²を乗じて算出した面積を超えないものであること。(ただし、前記の算出による面積が、集会施設として活用するうえで最低限必要とされる面積に満たないと判断される場合は、別途協議するものとする。)</p> <p>(2) 集会施設の新築に伴う用地取得事業にあつては、取得した土地について、地方自治法第260条の2に定める認可地縁団体名義での保存登記又は町に寄付をすること。</p> <p>(3) 事業実施年度の2月末日までに完了する事業であること。</p>										
補助対象経費	<p>〈対象経費〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に要する直接的な経費のうち、当該経費に充当する寄付金、補償金、保険金等の特定財源の額を控除したもの <table border="1" data-bbox="464 1272 1299 2002"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1272 651 1330">細目</th> <th data-bbox="651 1272 1299 1330">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1330 651 1388">設計費</td> <td data-bbox="651 1330 1299 1388"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1388 651 1615">工事費</td> <td data-bbox="651 1388 1299 1615"> <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事（従前用地を更地にする工事を含む。） ・共通仮設工事 ・本体工事 ・給排水工事、空調工事、電気工事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1615 651 1673">監理費</td> <td data-bbox="651 1615 1299 1673"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1673 651 2002">什器備品購入費</td> <td data-bbox="651 1673 1299 2002"> <p>【考え方】本体工事及び付帯工事に要するもの 集会施設としての機能を維持するため必要最低限度のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建具、造り棚 ・システムキッチン ・エアコン </td> </tr> </tbody> </table>	細目	摘要	設計費		工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事（従前用地を更地にする工事を含む。） ・共通仮設工事 ・本体工事 ・給排水工事、空調工事、電気工事 	監理費		什器備品購入費	<p>【考え方】本体工事及び付帯工事に要するもの 集会施設としての機能を維持するため必要最低限度のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建具、造り棚 ・システムキッチン ・エアコン
細目	摘要										
設計費											
工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事（従前用地を更地にする工事を含む。） ・共通仮設工事 ・本体工事 ・給排水工事、空調工事、電気工事 										
監理費											
什器備品購入費	<p>【考え方】本体工事及び付帯工事に要するもの 集会施設としての機能を維持するため必要最低限度のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建具、造り棚 ・システムキッチン ・エアコン 										

	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ ・会議用テーブル、イス、ホワイトボード ・畳、カーテン
<p>※上記のうち、他の補助事業で対応可能なものについては、対象外経費とする。</p>	
<p>〈対象外経費〉</p>	
細目	摘要
登記費用	
工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・外構工事（塀、門扉、植栽等） ・遊具設置工事
地鎮祭費、竣工式典費	
什器備品購入費、消耗品費	<p>【考え方】 本体工事及び付帯工事に要せず、単体で購入するもの</p> <p>集会施設としての機能を維持するため必要最低限と認められないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扇風機、ファンヒーター、音響機器、カラオケ、テレビ等
<p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本項に記載のない補助対象経費の適否については、町長が決するところによるものとする。 	

別表2（第4条関係）

集会施設改修事業補助金に係る補助基準、事業内容基準及び補助対象経費

補助基準	<p>以下の要件の全てにあてはまるものであること。</p> <p>(1) 公益性</p> <p>ア 地域住民の合意を持って実施される事業であること。</p> <p>イ 地域住民の公共施設として利活用されるものであること。</p> <p>（宗教、政治、選挙活動を目的としたもの、公序良俗に反するものは補助対象と認めない。）</p>
------	--

	<p>(2) 必要性 地域コミュニティ活動を活性化させるために必要な集会施設整備事業であること。</p> <p>(3) 公平性 受益が不特定多数の地域住民に広く及ぶものであること。</p> <p>(4) 効果性 ア 地域コミュニティ活動の活性化に資するものであること。 イ 予算の見積が適正であること。</p> <p>(5) 適格性 ア 実施体制が明確であること。 イ 自主・自立の傾向が明白で、将来計画があること。</p>						
事業内容基準	<p>以下の要件にあてはまるものであること。</p> <p>(1) 総事業費が、200千円以上であること。</p> <p>(2) 集会施設の増改築又は修理修繕事業にあつては、補助対象とする床面積は、関係住民の世帯数に1.65m²を乗じて算出した面積を超えないものであること。(ただし、前記の算出による面積が、集会施設として活用するうえで最低限必要とされる面積に満たないと判断される場合は、別途協議するものとする。)</p> <p>(3) 集会施設の敷地拡張に伴う用地取得事業にあつては、取得した土地について、地方自治法第260条の2に定める認可地縁団体名義での保存登記又は町に寄付をすること。</p> <p>(4) 事業実施年度の2月末日までに完了する事業であること。</p>						
補助対象経費	<p>〈対象経費〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に要する直接的な経費のうち、当該経費に充当する寄付金、補償金、保険金等の特定財源の額を控除したもの <table border="1" data-bbox="464 1720 1299 2007"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1720 651 1778">細目</th> <th data-bbox="651 1720 1299 1778">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1778 651 1836">設計費</td> <td data-bbox="651 1778 1299 1836"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1836 651 2007">工事費</td> <td data-bbox="651 1836 1299 2007"> <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事（従前用地を更地にする工事を含む。） ・共通仮設工事 ・本体工事 </td> </tr> </tbody> </table>	細目	摘要	設計費		工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事（従前用地を更地にする工事を含む。） ・共通仮設工事 ・本体工事
細目	摘要						
設計費							
工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事（従前用地を更地にする工事を含む。） ・共通仮設工事 ・本体工事 						

	・給排水工事、空調工事、電気工事
監理費	
什器備品購入費	<p>【考え方】 本体工事及び付帯工事に要するもの 集会施設としての機能を維持するため必要最低限度のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建具、造り棚 ・ システムキッチン ・ エアコン ・ スロープ ・ 会議用テーブル、イス、ホワイトボード ・ 畳、カーテン

※上記のうち、他の補助事業で対応可能なものについては、対象外経費とする。

〈対象外経費〉

細目	摘要
登記費用	
工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外構工事（塀、門扉、植栽等） ・ 遊具設置工事
什器備品購入費、消耗品費	<p>【考え方】 本体工事及び付帯工事に要せず、単体で購入するもの 集会施設としての機能を維持するため必要最低限と認められないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扇風機、ファンヒーター、音響機器、カラオケ、テレビ等 ・ 畳替え、障子張替え、カーテン交換等

〈その他〉

- ・ 本項に記載のない補助対象経費の適否については、町長が決するところによるものとする。